



小型二輪OSS はじまります！

令和7年4月から、二輪の小型自動車※1の
新車新規検査・継続検査がOSSの対象手続となります。

※1 道路運送車両法に基づく、総排気量250cc超、定格出力1.0kW超、幅1.3m超、高さ2.0m超、長さ2.5m超の二輪の小型自動車が対象です。



窓口訪問が不要！

手続のために、各行政機関を訪れる必要がありません。ただし、運輸支局の窓口等で「車検証等」を受け取る必要があります。



24時間365日申請可！

24時間365日いつでもどこからでも申請できます。



キャッシュレス対応！

インターネットバンキング等のキャッシュレス納付を利用できます。

小型二輪OSSの導入に合わせて、二輪の小型自動車の継続検査に必要な紙の納税証明書の提示が原則不要になります。※2

※2 OSS申請だけでなく、窓口申請時も対象になります。

なお、軽自動車税の納付確認ができない場合は、従前通り紙の納税証明書の提示が必要になります。



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications



LTA
地方税共同機構

よくある質問

OSS申請を利用できるのは誰ですか？



二輪の小型自動車の使用者本人、又は申請代理人の行政書士が OSS申請を利用できます。



OSS申請のために準備しておくことはありますか？



パソコン、ICカードリーダ（もしくはスマホアプリのマイナポータル）をご準備ください。



OSSを利用する際に利用料金等は発生するのでしょうか？



利用料金等は発生しません。ただし、申請内容によっては各行政機関への税・手数料の納付が必要となります。



二輪の小型自動車も、記録等事務代行制度は利用できますか？



二輪の小型自動車も記録等事務代行制度を利用できます。記録等事務代行者は、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務を受託することができます。

※指定自動車整備事業者は記録等事務代行者としての委託を受けることはできますが、行政書士法上、二輪車のOSS代理申請を行うことはできませんのでご注意ください。



二輪の小型自動車の継続検査を利用する場合、これまで同様、紙の納税証明書の提示が必要ですか？



運輸支局等において軽自動車税の納付確認が電子的にできるようになるため、紙の納税証明書の提示が不要になります。

※納付直後や他の市区町村への引越しの直後、中古車の購入直後や対象車両に過去に未納があるなど、軽自動車税の納付確認ができない場合は、従前通り紙の納税証明書の提示が必要になります。



問い合わせ先

OSSヘルプデスク 050-5540-2000
受付時間 8:30～17:00（年末年始を除く平日）

(自動車検査登録チャットボット)

